

左表（注）

- 1 保護者等とは、子どもと生計を一にしている（注1）父母及びそれ以外の扶養義務者（当該世帯において最多の収入を得ているものに限り、）をいいます。
ただし、①当該世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合、②父母以外の扶養義務者で当該世帯において最多の収入を得ているものの収入が当該世帯の生計を維持するに足るものではないと認められる場合は、父母以外の扶養義務者は含めません。
- 2 市町村民税の所得割は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
- 3 他市からの転入者で課税資料を提出されていない方や税申告をされていない方など課税状況が判明しない場合は、課税状況が判明するまでの間は、第23階層とします。
- 4 3歳未満児、3歳以上児の区分は、令和2年4月1日における年齢によるものとします。
- 5 年長順で1人目にあたる子どもの保育料には保育料金額表の上段の金額が、2人目の子どもの保育料は下段の（ ）内の金額が適用され、3人目以降の子どもの保育料は無料となります。きょうだいの数え方は6ページを参照してください。
- 6 ひとり親世帯とは、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいいます。
- 7 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、次に掲げる児（者）が現に在宅している世帯をいいます。
 - ① 身体障がい者手帳の交付を受けた者
 - ② 療育手帳の交付を受けた者
 - ③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④ 特別児童扶養手当の支給対象児
 - ⑤ 国民年金の障がい基礎年金等の受給者

（注1） 生計を一にするとは…

生計を一にするとは、必ずしも同居を要件とするものではありません。現にご一緒にお住まいである場合のほか、児童手当の支給対象となる子ども、税法上の扶養親族、健康保険の被扶養者などは生計を一にするのみならず、また、勤務・就学・療養等によりご一緒に住んでいない場合でも、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費などの送金をしている場合は生計を一にするのみならずことがあります。

保育料金額の設定について

大阪市の保育料金表については、国の定めた額より概ね3割を本市の財源により軽減して決定しています。（保育料は国の基準から各市町村が独自に決定しているため、各市町村によって異なります。）

保育必要量の区分について

（1）支給認定と保育必要量の区分

保育所における保育を利用するためには、居住する市町村から利用にかかる認定（支給認定）を受ける必要があります。2・3号認定（保育認定）の子どもについては、保護者の就労時間等により、次のいずれの保育必要量の区分に該当するかを認定します。

保育標準時間	1日の最大保育時間を11時間とするもの。
保育短時間	1日の最大保育時間を8時間とするもの。

月途中での認定変更について

認定内容（就労・出産・育児休暇）の違いにより保育必要量が月途中で変更となった場合。

➤ 保育時間は認定内容に基づき月途中から変更されます。

➤ 保育料は翌月からの変更となります。

また、保育時間が標準時間から短時間に認定変更されると、短時間の枠を超えて保育を行う場合は別途延長保育利用料が掛かります。

きょうだい等がいる場合の保育料軽減（多子軽減）

同一世帯に2人以上の小学校就学前の子どもが**保育施設等**(注2)を利用している場合は、年長順で1人目の子どもの保育料は保育料金額表の上段の金額、2人目の子どもの保育料は下段の()内の金額(上段の金額の半額)が適用され、3人目以降の子どもについては無料となります。

また保育料金額表の第2階層～第8A階層(ひとり親世帯等は第9階層まで)の世帯については、保育施設等の利用の有無、年齢にかかわらず、生計を一にするきょうだい等を保育料の多子軽減の算定対象とします。

【多子軽減の対象となる子どもの数え方】 ※ひとり親世帯等は第9階層まで多子軽減の算定対象となります。

	例1			例2		
	世帯状況	第8A階層までの世帯の場合	第8B階層以降の世帯の場合	世帯状況	第8A階層までの世帯の場合	第8B階層以降の世帯の場合
第1子	小学校就学以上	1人目	対象外	小学校就学以上	1人目	対象外
第2子	保育施設等利用3歳児	2人目	1人目	在宅児等(注3)3歳児	2人目	対象外
第3子	保育施設等利用1歳児	3人目(無料)	2人目(半額)	保育施設等利用1歳児	3人目(無料)	1人目(全額)

(注2) 保育施設等とは…

保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援・医療型児童発達支援、企業主導型保育事業です。

(注3) 在宅児等とは…

上記で示した保育施設等以外の施設(認可外保育施設等)を利用している児童や在宅児等を示す。

ひとり親世帯等(ひとり親、在宅障がい児(者)世帯等)の負担軽減

保育料金額表の第2階層にあたるひとり親世帯等については、保育料が無料となります。また第3階層～第9階層までのひとり親世帯等についても保育料が階層区分に応じて軽減されています。

なお第3階層～第9階層までのひとり親世帯等については、保育施設等の利用の有無、年齢にかかわらず、生計を一にするきょうだい等を保育料の多子軽減の算定対象とし、かつ、2人目以降の子どもの保育料は無料となります。

(例) 1人目小学校就学以上、2人目保育所入所(第9階層のひとり親世帯等) → 保育料は無料となります。

※ 第10階層～第23階層については、ひとり親世帯等の負担軽減は適用されません。

未婚のひとり親への保育料の軽減

未婚のひとり親世帯については、保護者の市町村民税所得割額から更なる税額の控除(寡婦(夫)控除のみなし適用)を行い、保育料を決定します。

対象者 婚姻によらないで母(父)となり、その後現在も婚姻をしておらず、子どもを扶養している方ただし、下記に該当する方は対象外とします。

➤ 事実上、婚姻と同様の関係の状態にある者がいる方

手続き 利用されている保育所のある区の保健福祉センターに、次の①～②の書類をご提出ください。

① 異動届兼支給認定変更申請書

② 次のいずれかの書類

- ・申請者及び当該保育を受ける児童の戸籍全部事項証明書(戸籍抄本)
- ・児童扶養手当証書(写)又は児童扶養手当支給停止通知書(写)

その他の保育料の軽減

次の場合は、区の保健福祉センターに手続きすることで、保育料が軽減されることがあります。

詳しくは区の保健福祉センターまでお問い合わせ下さい。

- ・市町村民税の減免を受けた場合
- ・扶養義務者が減少した場合
- ・その他、生活保護の受給開始、罹災など不測の事態により保育料の支払が困難になった場合など。

保育料のお支払い期限について

保育所において子どもを保育するために必要となる経費は、保護者の皆さまと国、大阪府、大阪市がそれぞれ負担することとなっております。

保育所の円滑な運営のために、保育所保育料を納期限内に納付いただくようお願いいたします。

各月の保育所保育料の納期限は、**保育実施月の翌月5日**（当該日が土日祝日の場合は、直後の金融機関の営業日）となっております、具体的には以下のとおりです。

*令和2年度保育料納期限（口座振替日）

令和2年4月分	令和2年5月7日（木）	令和2年10月分	令和2年11月5日（木）
令和2年5月分	令和2年6月5日（金）	令和2年11月分	令和2年12月7日（月）
令和2年6月分	令和2年7月6日（月）	令和2年12月分	令和3年1月5日（火）
令和2年7月分	令和2年8月5日（水）	令和3年1月分	令和3年2月5日（金）
令和2年8月分	令和2年9月7日（月）	令和3年2月分	令和3年3月5日（金）
令和2年9月分	令和2年10月5日（月）	令和3年3月分	令和3年4月5日（月）

※納入通知書でのお支払いも、納入期限は翌月5日となります

※口座振替の方については、引き落とし前日までに保育料をご入金ください。

督促状の発行について

毎月のお支払い状況を確認する基準日（中旬頃）までに保育料の納付を確認できない方については督促状を発行しています。督促状の納期限を過ぎますと延滞金の計算をスタートすることとなります。

※納付書でお支払いの場合、本市に収納情報が反映されるまで1週間から10日かかることがあります。

保育料の未収金対策について

保育所保育料を納期限までに納付されていない場合は、大切な保育料を確保するため、また、納期限内に納付されている多くの方々の負担の公平性を図るため、児童手当からの保育料の特別徴収や滞納処分を実施するなど、未収金対策を進めております。

児童手当からの保育所保育料の特別徴収について

児童手当の支払月の前々月以前の直近1年間の保育料のうち3ヶ月分以上を、手当支払月前月の5日（手当支払月前々月分保育料の納期限）までに納付されていない方を対象に、児童手当の支払月の前月分及び当月分の保育料を大阪市が支払う児童手当から直接徴収（特別徴収といいます。）します。

※過去の未納分は別途お支払いをお願いします。

	R1												R2			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
保育料納付状況		○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○		手当支払	
特別徴収保育料	手当支払月前月5日までに1年間の保育料のうち3ヶ月分以上納付されていない方												◎	◎		

※ 「○」…納付済み、「×」…未納、「◎」…児童手当より特別徴収により徴収する保育料

手当支払月	納付状況判定日	判定対象となる保育料
令和2年6月	令和2年5月7日	令和元年5月分～令和2年4月分
令和2年10月	令和2年9月7日	令和元年9月分～令和2年8月分
令和3年2月	令和3年1月5日	令和2年1月分～令和2年12月分

※納付状況判定日において、対象となる保育料のうち3か月分以上が未納である場合に特別徴収となります。

（注）納付書でお支払いの場合、本市に収納情報が反映されるまで1週間から10日かかることがあります。そのため判定日を参考に納付いただくようお願いいたします。

延長保育利用料

保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所によっては時間を延長してお預かりします。（延長保育といいます。）

延長保育を実施している保育所に入所されている方で、延長保育を利用される場合は、延長時間に応じた利用料が別途必要です。詳細については各保育所へお問い合わせください。

■利用料の目安（利用料は保育所により異なります）

保育標準時間を超える延長保育利用の場合（月額）

標準 利用料 (月額)	1時間延長	2,900円	6時間延長	13,600円
	2時間延長	5,900円	7時間延長	14,500円
	3時間延長	6,800円	8時間延長	15,400円
	4時間延長	10,900円	9時間延長	16,300円
	5時間延長	12,300円		

保育短時間を超える延長保育利用の場合（日額）

1時間延長	300円
2時間延長	600円
3時間延長	700円

その他特別保育利用料

【病後児保育】

お子さんが病気の回復期で保育所に通うことができず、かつ家庭での保育が困難となったときなどに就学前のお子さんをお預かりします。

利用される方は、次の利用料が必要です。詳細については各実施施設へお問い合わせください。

利用料（日額）	2,500円
---------	--------

【一時預かり】

保護者の就労や傷病などにより、断続的又は緊急・一時的に家庭での保育が困難となったときなどに就学前のお子さんを実施施設でお預かりします。

利用される方は、次の利用料が必要です。詳細については各実施施設へお問い合わせください。

（保育所等に入所されていないお子さんが対象です。）

平日日額 利用料 (月～土)	0歳児	2,700円	休日日額 利用料 (日・祝等)	0歳児	3,600円
	1・2歳児	2,000円		1・2歳児	2,700円
	3歳児以上	1,200円		3歳児以上	1,600円

※ なお、延長保育、一時預かり、病後児保育において、生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯の方などへの減免があります。

利用料の減免の詳細については各実施施設へお問い合わせください。

※ 病後児保育において、時間延長を実施している施設は、延長利用料として30分毎200円が必要です。

実費徴収にかかる補足給付事業

※受付は各区保健福祉センターではできませんのでご了承ください。

「実費徴収に係る補足給付事業」とは、本市の定める保育料とは別に、各施設が徴収する費用（日用品・文房具の購入費用、遠足等の行事への参加費など）について、生活保護世帯及び保育認定里親世帯を対象に費用の一部を給付する事業です。

この事業を利用するためには、大阪市へ申請（申し込み）が必要です。

補足給付限度額

子ども一人あたり月額2,500円（年額30,000円）

提出書類

大阪市実費徴収に係る補足給付費交付認定申請書

提出先およびお問い合わせ

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 2階

「大阪市子ども青少年局保育企画課（給付認定）」宛て

お問い合わせ：06-6208-8352